

議案第二一號

三朝町税条例の一部を改正する
条例制定の件

別紙の通り三朝町税条例の一部を改正する
条例を制定するものとする

昭和三十三年三月十一日提出

昭和三十三年三月拾四日

三朝町長 坂出 雅

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



三朝町税条例の一部を改正する条例案

(特別増徴にかかる町民税の納入等)

第一條 三朝町税条例(昭和二十九年条例六三三号)第四十六條の次を加える

2. 特別増徴義務者が他の市町村内にある場合の納入は郵便振替貯金の方法によつて郵便官署並に株式会社山陰合同本店支店出張所及び農取銀行本店支店出張所の内閣長が指定して通知した金融機関に払込むものとする。この場合においては当該特別増徴義務者が当該通知に係る金融機関に払込む支拂と町とその納入金の納入があつたものとみなす

3. 前項の払込みは郵便官署については六十九号様式の二による納入書によつてその他の金融機関については六十九号様式の三による納入書によつて納入しなければならぬ。

(固定資産税の税率)

第二條 三朝町税条例第六十二條の二を次のように改める

「第六十二條の二則條」

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十一年度から適用す。